

スルガセゾンカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社駿河銀行(以下「スルガ」という)と提携して、キャッシュカード機能及び当座貸越機能(以下「自動貸越サービス」という)部分はスルガ、クレジットカード機能部分は当社が発行するカードをスルガセゾンカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)スルガにご本人の普通預金(含む総合口座)を有するお客様で、本特約、セゾンカード規約、スルガキャッシュカード規定、自動貸越サービス取引規定を承認のうえスルガ及び当社(以下「両社」という)に本カードご利用のお申込みをされ、両社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。但し、スルガセゾンカード申込書に記入された申込人本人の勤務区分が学生である方、又は既にスルガと当座貸越(自動貸越サービスを含みます。)を契約されている等の利用で自動貸越サービスの申込みができない場合は、自動貸越サービス取引規定の適用はありません。

(2)(1)の申込みにおいて、両社より会員と認められなかった場合には、スルガキャッシュカードを発行します。なお、既にスルガキャッシュカードをお持ちの方が、本カードの入会の申込を行い、両社より会員と認められなかった場合には、引き続きこれまでお持ちのスルガキャッシュカードを使用させていただきます。

第3条(キャッシュカード機能)

(1)本カードには、スルガの認定を受けたスルガの責任のもとに提供するスルガキャッシュカード機能を付与します。

(2)会員には、スルガキャッシュカード機能部分については、優先的に本特約及びスルガキャッシュカード規定が適用されることをご承諾いただきます。

第4条(自動貸越サービス)

会員が本特約第2条(カードの発行)(1)但し書きに該当する場合を除き、スルガは会員に自動貸越サービスを提供いたします。この場合、会員にはスルガの指定する保証会社の保証委託約款に基づく保証委託契約を締結していただきます。

第5条(カード貸与の特例)

スルガに本カードを提出していただく場合を、セゾンカード規約第2条(カードの貸与)(1)(2)の例外といたします。

第6条(更新時の特例)

(1)セゾンカード規約第3条(有効期限)(2)により引き続き新たな有効期限のカードが送付された場合、これまでお持ちだったカードのキャッシュカード機能については、スルガの定める一定期間経過後、又は新たに送付された本カードの第1回使用時のいずれか早い時期から使用できなくなるものとします。

(2)両社が新たな有効期限のカードの送付を認めなかった場合には、スルガはスルガキャッシュカードを発行いたします。この場合、スルガは会員に通知することなく、いつでも自動貸越サービスの取引中止又は解約をすることができるものとします。

第7条(支払口座の特例)

セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①の「預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座」をスルガ普通預金(総合口座)に限るものとします。

第8条(届出事項変更の届け先)

(1)会員の住所、電話番号、勤務先等に変更が生じた場合の届出及び紛

失、盗難等の届出は、スルガキャッシュカード規定並びにセゾンカード規約に基づき両社に行うものとします。

(2)(1)の届出をしていただけなかった結果、両社が会員にお届けする通知書、請求書等が未到着又は到着が遅れた場合でも通常通りに到着したとみなします。なお、本カードの発送の場合で、本カードが到着しなかったときには、両社の定める期間経過後は、本カードの機能が使用できなくなること及び、本カードの機能の提供を受けるために、両社の定める手続が必要なことを、会員にはご承諾いただきます。

(3)カードの再発行の手続きは、セゾンカード規約第17条(カードの再発行)にかかわらず、スルガの定める手続を行うものとします。

第9条(会員資格喪失時の特例)

セゾンカード規約第24条(会員資格の喪失等)に基づき会員資格を取り消された場合、スルガの定める手続完了後にスルガキャッシュカードを発行します。この場合、会員にはスルガの定める手続完了まではスルガキャッシュカードの使用ができなくなること及び、本特約第6条(更新時の特例)(2)後段が適用されることをご承諾いただきます。

第10条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。